



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 44/2014年6月号

発行日：2014年6月25日

梅雨時期で、雨の日が多く、不順な天候の日が続いております。
日々の天候の変化や、室内と室外の温度差など、体調を崩しやすい要因が多い時期です。
しっかり体調管理して、健康に過ごしていきたいですね。

I. 最新情報（2014年5月1日～2014年5月31日）

1. 一般会計（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年5月 16日	意見	「IASB による IFRS 第3号「企業結合」等の適用後レビューに関する情報提供のお願い」に対する意見について	平成26年2月26日に企業会計基準委員会から「IASB による IFRS 第3号「企業結合」等の適用後レビューに関する情報提供のお願い」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この情報提供のお願いに対する意見を取りまとめ、平成26年5月15日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年5月 7日	意見	国際公会計基準審議会ガバナンス・レビュー・グループ コンサルテーション・ペーパー「国際公会計基準審議会（IPSASB）」	国際公会計基準審議会ガバナンス・レビュー・グループは、2014年1月に、コンサルテーション・ペーパー「国際公会計基準審議会（IPSASB）の将来のガバナンス」（The Future Governance of the International Public Sector Accounting Standards Board (IPSASB)）を公表し、広く意見を求めておりました。 日本公認会計士協会では、本コンサルテーション・ペーパーについてのコメントを取りまとめ、2014年4月30日付けで同グル	—

		の将来のガバナンス」に対するコメントの提出について	ープに対し提出いたしましたので、お知らせします。	
--	--	---------------------------	--------------------------	--

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. IT 関係（IT 委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年5月 14日	研究 報告	IT 委員会研究報告第 45 号「IT 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持に係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」の公表について	日本公認会計士協会（IT 委員会）は、平成 26 年5月 13 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「IT 委員会研究報告第 45 号「IT 委員会実務指針第 7 号「受託業務のセキュリティ・可用性・処理のインテグリティ・機密保持に係る内部統制の保証報告書」の実施上の留意点」」を公表しましたのでお知らせします。 本研究報告の取りまとめに当たっては、平成 26 年4月 17 日から5月 7 日までの間、草案を公表し、広く意見募集を行いました。意見は寄せられなかったことを申し添えます。	—

5. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014 年5月 15日（業種別委員会）	実務 指針	業種別委員会実務指針第 30 号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の改正について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、平成 26 年5月 13 日に開催されました常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第 30 号「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」の改正について」を同日付で公表しましたのでお知らせします。 本改正の取りまとめに当たっては、平成 26 年3月 31 日から4月 21 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めており、寄せられた意見について検討を行っております。	平成 26 年3月 31 日以後に終了する事業年度及び平成 26 年4月 1 日以後に開始する中間会計期間に係る自己資本比率

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

			今回の主な改正点としては、国際統一基準行用及び国内基準行用の文例について、前述の告示及び監督指針に対応する部分について、管理要点の例示等を見直しております。	の算定に関する調査業務から適用することとしております。
2014年5月15日（租税調査会）	意見	「財産評価基本通達」の一部改正（案）に対する意見	平成26年4月3日付けで国税庁から、「財産評価基本通達」の一部改正（案）が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会（租税調査会）では、この改正案に対する意見を取りまとめ、平成26年5月2日付けで国税庁に提出いたしましたので、お知らせいたします。	—
2014年5月23日（業種別委員会）	意見	「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」及び「投資法人の計算に関する規則」の改正案に対する意見	平成26年4月25日に金融庁から、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等の公表について」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（業種別委員会）では、当該改正案のうち、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の改正」及び「投資法人の計算に関する規則の改正」に対する意見を取りまとめ、平成26年5月23日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

●学校法人における電子ジャーナル、電子ブックの会計処理について

最近では、紙の図書のみならず、電子ジャーナルや電子ブックなどを購入する機会も増えておりますので、その会計処理について検討したいと思っております。

まず、コンテンツについては図書に準じて処理をすることとされていますが、ソフトウェアとコンテンツとが明確に区分できない場合はどのようにしたらよいか検討していきます。

ソフトウェアは、コンピュータに一定の仕事させるプログラムのことであり、コンテンツはその処理対象となる情報の内容のことです。コンテンツの例としては、データベースソフトウェアが処理対象とするデータや、映像・音楽データ等を掲げることができます。したがって、コンテンツは図書と類似の役割を有するものと考えられるので、利用の態様に従い、図書に準じて処理することが求められます。

しかし、ソフトウェアとコンテンツが一体不可分なものとして明確に区分できない場合（例えば、一方の価値の消滅が、他方の価値の消滅に直接結びつく場合）には、その主要な性格がソフトウェアであればソフトウェアとしての処理、コンテンツであれば図書に準じて会計処理することになります。

次に電子ジャーナルや電子ブックの会計処理についてみてみます。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

また、電子ジャーナルは、雑誌のコンテンツが電子化されたものと考えられますので、利用の態様に従い、当該の雑誌を冊子形態で購入した場合に準じた会計処理を行うこととなります。したがって、学術情報を収録した電子ジャーナルの購読契約をする場合で、長期間にわたっての保存や使用が予定されない雑誌に相当する電子ジャーナルである場合には、消費支出（経費処理）として取り扱うことができます。

しかし、長期間にわたる保存または長期にわたる使用が認められる場合、図書に準じた固定資産支出として会計処理する必要があるかもしれません。

なお、複数のタイトルがパッケージになったものについては、タイトルごとにではなく、パッケージ契約ごとに会計処理を行います。

電子ブック（百科事典、単行本、ハンドブック等）は、冊子形態の書籍が電子化されたもので、他に電子書籍、Eブック等の呼称があり、電子機器端末等を用いて読み取ります。電子ブックは書籍のコンテンツが電子化されたものと考えられますので、利用の態様に従い、図書に準じた会計処理を行うこととなります。

注：上記のワンポイントメッセージは、日本私立学校振興・共済事業団のご厚意により、Q&A形式の原典（第3頁、「月報私学」第156号（平成22年12月1日））を一部補正の上ほぼ全文を掲載するものです。引用・補正等における文責はすべて、当監査法人ナレッジチームが負います。原典は、つぎのURLで確認できます。

<http://www.shigaku.go.jp/files/geppou156.pdf>

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703